

**2020年度同志社大学大学院司法研究科**  
**前期日程入学試験問題解説**  
**憲法**

一、 社会福祉法人 A の運営する B 保育園の保育士 C について、D 新聞発行の朝刊に、園児を虐待しているとの記事（以下、「本件記事」という）が掲載された。C は D に対して、謝罪広告の掲載と慰謝料の支払いを求める訴えを提起した。D は、記事は公共の利害に関し、専ら公益を図る目的のもので、内容は全て真実で、真実でないとしても、事前に十分な裏付け取材を行っており、真実と信ずるについて相当の理由があったと主張している。

D は、上の主張事実を立証するため、本件記事を執筆した記者 E を証人として申請し、D 側の主尋問に対し D は、B 保育園の保育士以外の職員 5 名のうち 3 名から取材したこと、および、所轄署の刑事数名からも取材した旨の証言をした。

しかし、C 側が、反対尋問で、取材先の氏名等を明らかにするように求めたところ、E は証言を拒絶した。

この E の証言拒絶は認められるか。民事訴訟における記者の証言拒絶に関する最高裁判所の立場について説明した上で、論じなさい。

二、 条約の締結とその承認および予算の作成と議決に関する憲法の定めについて説明した上で、条約および予算に関する国会の修正権について論じなさい。

解説

一

本問は、民事訴訟における証言義務による取材の自由の制約に関する問題である。

本問の事実関係は、ほぼ、島田記者事件によっている。同事件では、抗告審・札幌高決昭和 54 年 8 月 31 日判時 937 号 16 頁が証言拒絶を認めたのに対して、最高裁は、最三小決昭和 55 年 3 月 6 日判時 956 号 32 頁で、「本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず、同条所定の場合にあたらないと認められる」として、特別抗告を不適法として却下した。

島田記者事件決定は、石井記者事件・最大判昭和 27 年 8 月 6 日刑集 6 卷 8 号 974 頁を実質的に変更し、博多駅事件・最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁の延長線上で、取材の自由の憲法的価値を認め、民事訴訟において記者の証言拒絶が実際にありうることを最高裁として初めて承認したものとみるべきであろうが、最高裁自身の考え方が十分に示されているとは言い難いものであった。

しかしその後、NHK 記者証言拒絶事件・民集 60 卷 8 号 2647 頁は、民訴法 197 条 1 項 3 号の職業の秘密について、「その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるもの」というとし、「そのうち保護に値する秘密についてのみ証言拒絶が認められる」ところ、「保護に値する秘密であるかどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決せられる」とした。

そして、「報道関係者の取材源は、一般に、それがみだりに開示されると、報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられることとなり、報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になると解されるので、取材源の秘密は職業の秘密に当たる」とした上で、「取材源の秘密が保護に値する秘密であるかどうかは、当該報道の内容、性質、その持つ社会的な意義・価値、当該取材の態様、将来における同種の取材活動が妨げられることによって生ずる不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、その持つ社会的な意義・価値、当該民事事件において当該証言を必要とする程度、代替証拠の有無等の諸事情を比較衡量して決すべき」とした。

重要であるのは、判決が、その際に、「報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」ことから、「当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、当該取材源の秘密は保護に値すると解すべきであり、証人は、原則として、当該取材源に係る証言を拒絶することができる」としている点である。

以上の点を説明した上で、E の証言拒絶が認められるか否かを論じる。

二 条約の締結とその承認については、73 条 3 号、61 条、予算の作成と議決に関しては、86 条、73 条 5 号、60 条の規定について説明する必要がある。

国会による条約の修正権については、61 条が両院協議会について定め、また、国会法 85 条がこれを受けて「回付」について定めている（回付についての定めは修正権の存在を前提としているはずである）ことから、これを肯定する見解も有力であるが、締結権は内閣にあること、また、修正には相手国のさらなる同意が必要であることなどから、国会は厳密な意味での修正権はもたず、国会による「修正」は、内閣に対する政治的な意味を持つに過ぎないとするのが多数説であり、また、実務の立場である。

予算の修正については、以上とは全く異なる。

政府は、「国会の予算修正については、それがどの範囲で行いうるかは、内閣の予算提案権と国会の審議権の調整の問題であり、憲法の規定からみて、国会の予算修正は内閣の予算提案権を損わない範囲内において可能と考えられる」との統一見解を示している（昭和 52 年 2 月 23 日の真田内閣法制局長官の衆議院予算委員会での発言）。具体的にどのような場合が限界を超えるかは、「国会と政府が連帯と協調というか、そういう中において判断をする」とされる（同日の福田内閣総理大臣の答弁）。しかしながら、上に見たように、予算（正確には予算案）を内閣が作成するとしても、その審議は国会によって全面的に行われることが想定されており、国会による修正権に法的な意味での限界はないものと解すべきであろう。たしかに、予算の大幅な修正は、内閣の基本的な政策と衝突することになるだろうが、そこまでの乖離が国会と内閣の間に生じているのであれば、内閣としては衆議院を解散するということが否定されない。